

次回基準改定後のQEについて

令和2年7月3日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

次回基準改定におけるQE推計の変更点

I. 年次推計における変更の反映 ※今回の報告内容

1. 改装・改修(リフォーム・リニューアル)
2. 分譲住宅の販売マージン・非住宅不動産の売買仲介手数料
3. 娯楽作品原本の資本化・著作権等サービス
4. 基準改定後の民間企業設備・民間住宅投資の推計フロー
5. 住宅宿泊事業

II. 統合比率の再推計

- 国内家計最終消費支出及び民間企業設備の並行推計項目について、新基準による遡及系列から需要側推計値・供給側推計値を作成し、現行基準と同様の手法により、統合比率を再推計。

III. 季節調整におけるダミー変数の精査

- 過去の特殊要因処理に用いたダミー変数について、十分なデータの蓄積があったものについては、名目・実質の整合性なども考慮しつつ、経済実態、統計的な妥当性を踏まえ設定。

1. 改装・改修(リフォーム・リニューアル)

【QE供給側推計における扱い】

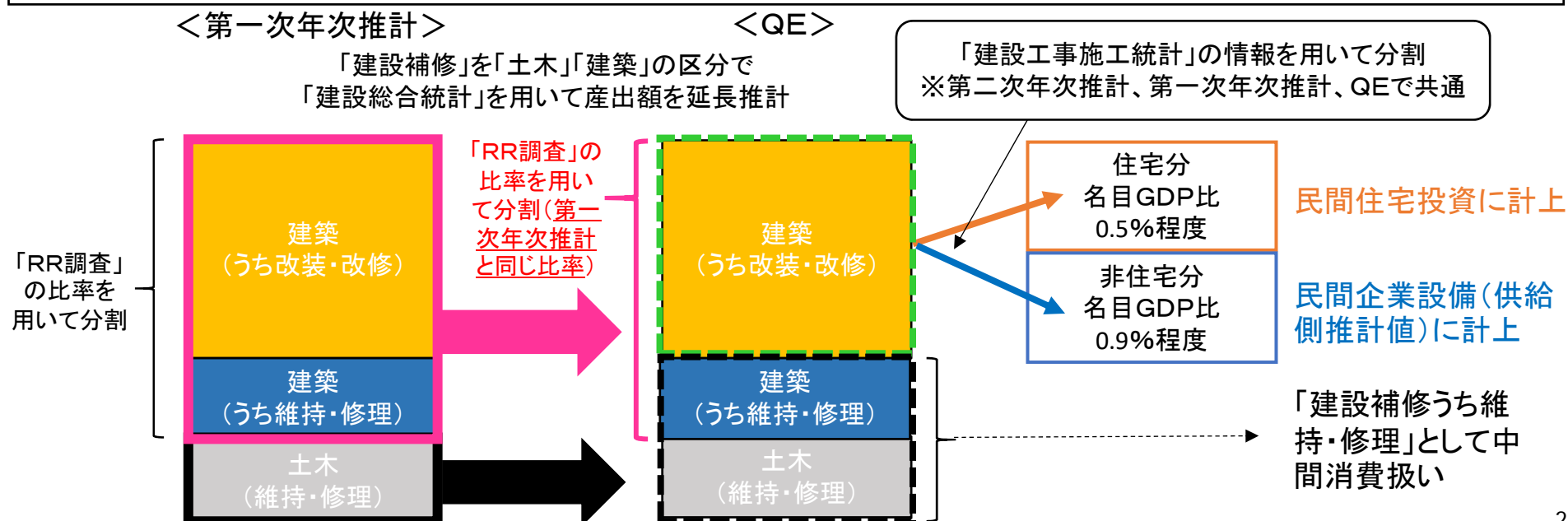
- コモディティ・フロー法91品目分類「建設」の細品目「建設補修」を、「建設補修うち改装・改修(リフォーム・リニューアル)」「建設補修うち維持・修理」に細分化して定義。

【QE供給側推計における推計方法】

- 「建設総合統計」を用いて、「建設補修」を「土木」「建築」の区分で産出額(国内総供給)を延長推計。その後、「建築」の産出額を、直近の年次推計で使用した「建築物リフォーム・リニューアル調査」(RR調査)における住宅・非住宅合計の「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」と「維持・修理」の比率(年ベース)を用いて分割。
 - ※ RR調査の結果は受注高ベースであるため、進捗ベースのSNAでは「改装・改修」のシェアのみを使用する。今後、同調査のデータの蓄積や公表早期化の対応をみて、四半期データの利用可能性等について検討する。
 - ※ 1次QE、2次QEともに同じ推計方法。1次QEでは「建設総合統計」の3か月目は利用できないため補外処理を行う。
- 「建設補修うち改装・改修(リフォーム・リニューアル)」分は、全て総固定資本形成に配分。(※基準年で7.5兆円)

【民間住宅投資、民間企業設備(供給側推計値)への計上】

- 供給側推計で求められた「建設補修うち改装・改修(リフォーム・リニューアル)」分を、「民間住宅分」と「非住宅分(民間企業設備)」に分割。この分割比率は「建設工事施工統計」から把握。(※第二次年次推計・第一次年次推計・QEで共通)
- 民間住宅分については民間住宅投資に計上し、非住宅分については民間企業設備の供給側推計値に計上。



2. 分譲住宅の販売マージン・非住宅不動産の売買仲介手数料

【QE供給側推計における扱い】

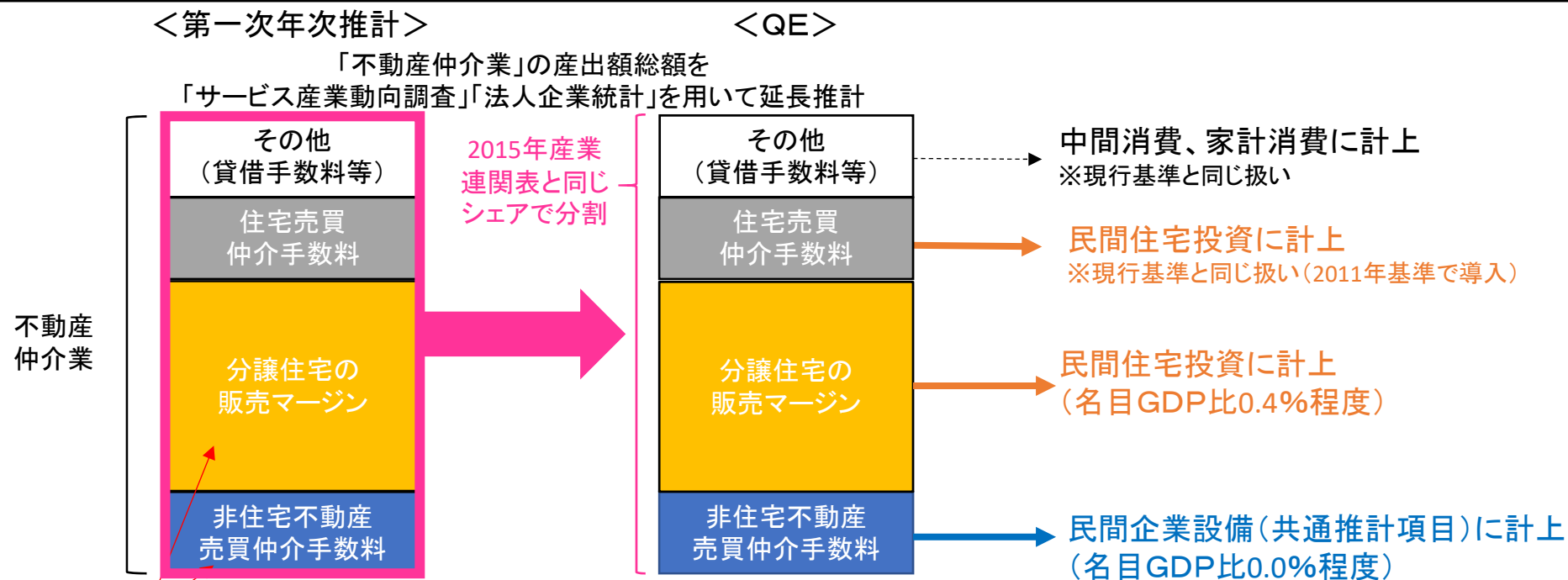
- コモディティ・フロー法91品目分類「不動産仲介及び賃貸」の細品目として「不動産仲介業」を定義し、次回基準改定で新たに反映する「分譲住宅の販売マージン」「非住宅不動産の売買仲介手数料」を含める。

【QE供給側推計における推計方法】

- この「不動産仲介業」の産出額総額を、「サービス産業動向調査(事業従事者数)」「法人企業統計年報(従業員1人当たり営業利益)※」を用いて延長推計。※季報は数字の振れが大きく、年次推計への改定が懸念されるため年報データを使用。
※ 1次QE、2次QEともに同じ推計方法。1次QEでは「サービス産業動向調査」の3か月目は利用できないため補外処理を行う。
- これを2015年産業連関表のシェアで分割し、「分譲住宅の販売マージン(※基準年で2.0兆円)」「非住宅不動産の売買仲介手数料(※基準年で0.1兆円)」分については、全て総固定資本形成に配分する。

【民間住宅投資、民間企業設備(供給側推計値)への計上】

- 供給側推計で求まる「分譲住宅の販売マージン」分は民間住宅投資に計上。
- 「非住宅不動産の売買仲介手数料」分については民間企業設備の共通推計項目に計上する。



次回基準改定で新たに反映

※非住宅不動産の売買仲介手数料は、概念的に中古非住宅不動産の売買に係るもの。「法人企業統計」では、土地・中古建物に係る非住宅不動産の売買仲介手数料は設備投資に計上されないため、共通推計項目に計上する。

3. 娯楽作品原本の資本化・著作権等サービス

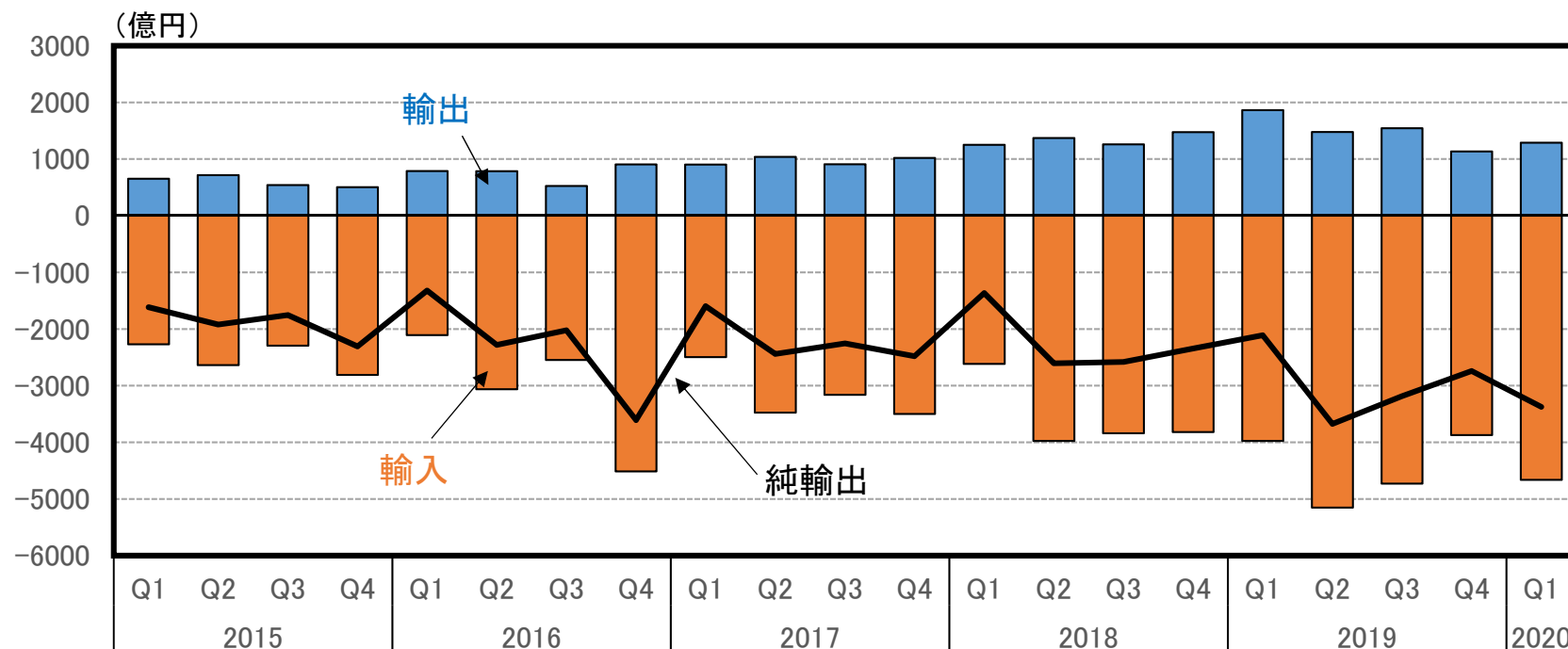
【娯楽作品原本】

- コモディティ・フロー法91品目分類「情報サービス、映像・音声・文字情報制作」に、次回基準改定で新たに「娯楽作品原本」を細品目として含め総固定資本形成(民間企業設備)として計上。(※基準年で名目GDP比0.2%程度)
- コスト積算に用いる「経済構造実態調査」や企業の財務諸表が月次・四半期単位で入手できないなど、基礎資料が限られることから、QEでは年次推計(四半期別に推計)における前年同期値を採用する。
- 需要側統計(法人企業統計)では民間企業設備として計上されていないため、供給側推計から得られた値を採用する(共通推計項目扱い)。

【著作権等サービス】

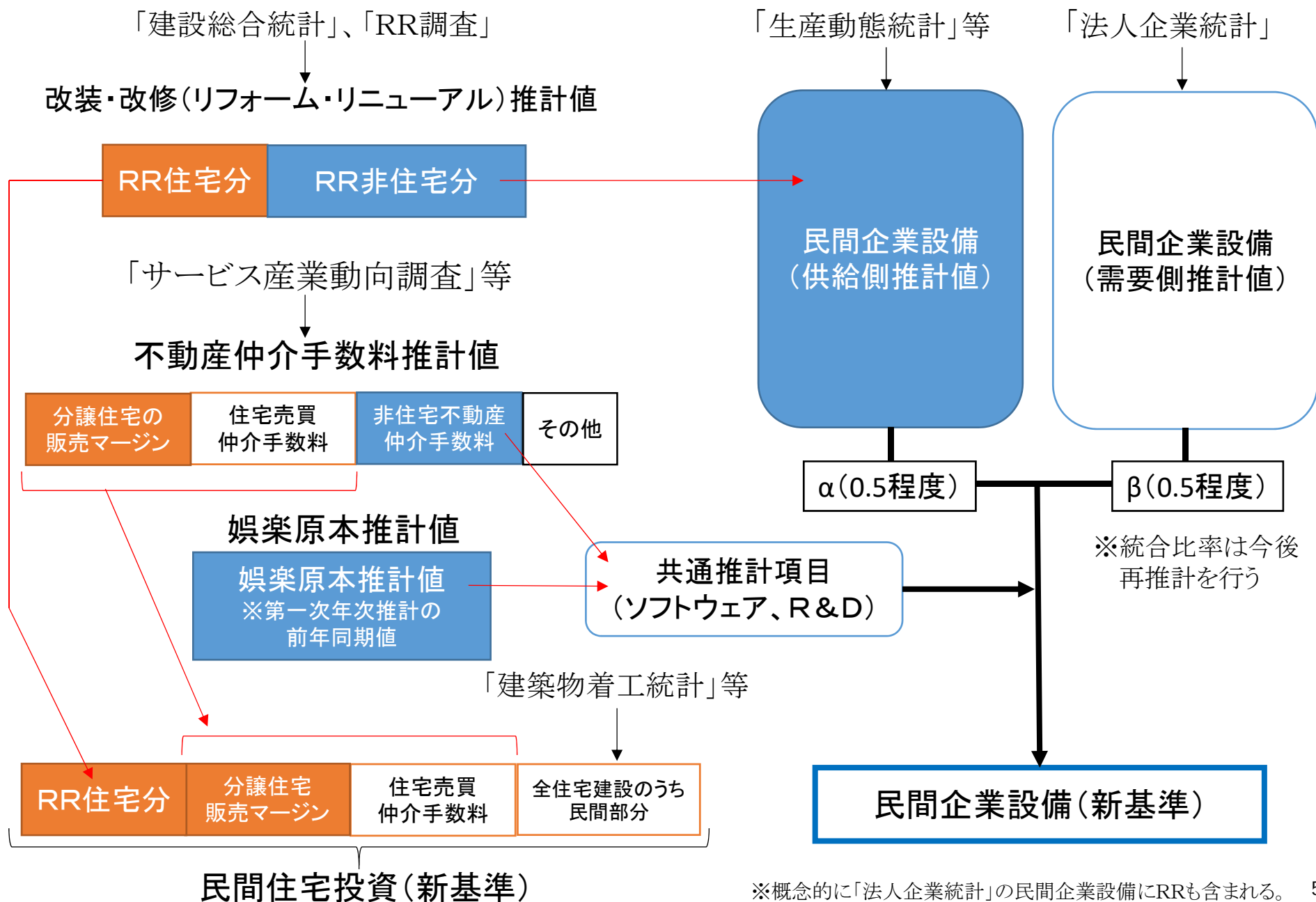
- 年次推計と同様に、現行基準で財産所得として計上されている著作権等使用料を「著作権等サービス」というサービスの1つであると整理。輸出入分がGDP成長率に影響を与える。

＜著作権等使用料の輸出入の推移＞



(備考) 国際収支統計により作成

4. 基準改定後の民間企業設備・民間住宅投資の推計フロー



※概念的に「法人企業統計」の民間企業設備にRRも含まれる。 5

5. 住宅宿泊事業

【供給側推計、需要側推計との統合】

- 住宅宿泊事業は、「住宅宿泊サービス(C to Cのやり取りに該当)」と「住宅宿泊仲介サービス(マッチングプラットフォームが行う仲介事業)」からなる。前者については、コモディティ・フロー法91品目分類「宿泊業」の細品目として含め、国内家計最終消費支出に計上。後者については、コモディティ・フロー法91品目分類「その他の運輸」に含め、中間消費と国内家計最終消費支出に計上。
- 住宅宿泊事業の産出額の計算方法は年次推計と同じ。「1人1泊当たりの宿泊費×住宅宿泊事業の宿泊実績」を基に推計する(本年2月の部会資料参照、2018年度名目GDP比0.0%程度)。
- ただし、「1人1泊当たりの宿泊費」については、年次推計では「訪日外国人消費動向調査」から把握するが、QEでは年次推計における「1人1泊当たりの宿泊費」を「消費者物価指数(宿泊料)」を用いて延長推計する。
※1次QE、2次QEともに同じ推計方法。1次QEでは「住宅宿泊事業の宿泊実績」の3か月目(場合により2、3か月目)は利用できないため補外処理を行う。
- この供給側推計値を88目的分類「宿泊施設サービス」に組替え、国内家計最終消費支出に計上(現行基準「宿泊施設サービス」と同様に共通推計項目扱い)。

【外国人利用分(インバウンド需要)の処理】

- 外国人利用分(インバウンド需要)については、非居住者家計の直接購入として輸出に移し替えを行う(品目情報は考慮せず、一括で処理を行う)。

